

① 事務所設置、委員長、書記長、會計の合議に一任
 ② 収入の範囲、攻本業九票、可決
 ③ 収入の門戸を開放すること
 ④ 収入の門戸を開放することに基き、政党内の各機関に於て入党
 ⑤ 収入の門戸を開放することに基き、各支部に於て決す。若し決せざる時は
 ⑥ 収入の順序に依る。 ⑦ 中央執行委員長、書記長、全
 ⑧ 支部の合議、 ⑨ 支部聯合会
 ⑩ 支部聯合会六名、日本労働総聯合会二名、司厨同盟
 ⑪ 川村案、八票、否決
 ⑫ 五、五、五の組合せを具体化する方ととして、此の政
 ⑬ 党の基礎が確立するまで、当分の間、四団体(評議會)

政治部宛合、水平社、無産者同盟、無産青年同盟、
 入党を拒絶すること、
 賛成者、官業一名、無産同盟二名、自治會二名、
 盟三名
 ① 會費に關して
 ② 會費六十銭の中本部に三十銭、支部と支部聯合に三
 ③ 十銭とし、支部と支部聯合との分配率は各地方の情
 ④ に依りて支部聯合にて決すこと、
 ⑤ 會費は二十銭泥二回に分納する事も出来る

◇労働農民党
 第三回中央執行委員会！
 労働農民党第三回中央執行委員会は七月二十六日午後
 時半より大塚中央公會堂で開かれた
 支部組織方針